

## 議案第33号 交野市立図書館条例の一部を改正する条例について

### 1. 条例改正の目的

超高齢社会の到来、情報化の進展、市民ニーズの変化など様々な時代の変化に対応するため、図書館運営及び環境整備に学識経験者や各種団体、市民などの幅広い意見を反映させるべく、（仮称）青年の家図書館整備基本計画策定のこの機会に、交野市図書館協議会委員の任命基準等を改定するもの。

### 2. 条例改正の内容

交野市図書館協議会委員の任命基準を一部変更し、市民参画を可能にするもの。併せて、より市民の声が反映されるよう、委員構成を変更することにより、定数を見直すもの。

条項	現行	改正後
第4条第2項（委員定数）	委員17人以内で組織する。	委員 <u>12人以内</u> で組織する。
第4条第3項（任命基準）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育若しくは社会教育の関係者</li> <li>・家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> <li>・学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育<u>及び</u>社会教育の関係者</li> <li>・家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> <li>・学識経験<u>のある</u>者</li> <li>・<u>公募による市民</u></li> </ul>

#### ※現行委員構成

学校教育関係者	3人
社会教育関係者	2人
家庭教育関係者	2人
学識経験者	3人
各教育関係の市職員	4人
計	14人

#### ※改正後委員構成

学校教育関係者	3人
社会教育関係者	2人
家庭教育関係者	2人
学識経験者	3人
公募による市民	2人
計	12人（予定）

議案第33号 交野市立図書館条例の一部を改正する条例について

3. 施行日  
公布の日

4. 経過措置

- ・在任委員（現在在任している委員）の任期満了までの間における委員定数は、従前の例による。

期 間	定数	→	期 間	定数
在任委員の任期満了まで	17人		在任委員の任期満了後	12人

- ・改正後に新たに任命される委員の任期は、在任委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

委 員	任期
在任委員	～令和9年5月25日
改正後に新たに任命される委員（公募市民）	

5. 関連法

図書館法（昭和25年法律第118号）第16条

図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）第12条



交野市立図書館条例（平成8年条例第12号）新旧対照表

新	旧
<p>(図書館協議会)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 協議会は、委員<u>12人</u>以内で組織する。</p> <p>3 協議会の委員は、<u>次に掲げる者の中から</u></p> <hr/> <p>市長が任命する。</p> <p><u>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</u></p> <p><u>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p><u>(3) 学識経験のある者</u></p> <p><u>(4) 公募による市民</u></p> <p>4～9 (略)</p>	<p>(図書館協議会)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 協議会は、委員<u>17人</u>以内で組織する。</p> <p>3 協議会の委員は、<u>学校教育若しくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験を有する者のうちから、</u></p> <p>市長が任命する。</p> <p>4～9 (略)</p>